

寺西広司法書士事務所通信

NO. 10

2012. 10

電話 011-700-2151



拝啓

秋冷の候、ますますご健勝のほどお喜び申し上げます。いつも格別なお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

事務所通信も今回で10号目になりました。お仕事の合間に御一読頂ければ幸いです。秋晴れの心地よい季節となりましたが猛暑の疲れもございます。どうぞご自愛下さい。

敬具

～今回のテーマ「札幌市発行の住民票が変わりました。」～

札幌市が発行する住民票や、印鑑証明書の書式が変わったのをご存知ですか？以前は、A5サイズの小さなものでしたが、現在は大きなA4サイズになりました。

また、住民票の場合、変更されたのはサイズだけではなく「世帯票」と「個人票」という二種類を必要に応じて選択できるようになりました。簡単に説明しますと「世帯票」は世帯全員の情報が簡単に記載されているもので、「個人票」は個人の住所変更履歴等が詳細に記載されているものです。

では、この変更で私どもに何か影響があるのか？実は影響があります。それは住所変更登記に関係してきます。

不動産登記では、登記簿上の所有者の欄に記載されている住所と印鑑証明書や住民票上の住所に相違がある場合、住所変更登記をする必要があります。

なぜなら、住所変更登記を事前に行わないで所有権移転や抵当権設定などの登記を申請すると、登記簿上の所有者の住所が現住所と異なっているので「別人」からの登記申請として法務局で認識されてしまい、登記が全て却下されてしまうからです。

よって、我々司法書士はお客様から登記のご依頼があった場合「登記簿上の住所と現在のご住所が完全に一致しているかどうか」「前住所との繋がりがあるかどうか」を常に確認しております。

この住所変更登記には、登記簿上の住所と現住所との「住所のつながり」を証明する公的書類が必要なので、住民票や戸籍の附票がよく使われます。しかし今回の変更で、住民票を証明書類として使用する際には使い分けが必要となりました。

一回だけの住所変更であれば「世帯票」でも「個人票」でも前住所が記載されているのでどちらでも対応できるのですが、転勤などにより何度も住所が変わっている場合には、これまでの住所の移り変わりが全て記載されている「個人票」が必要となるのです。

不動産を所有されていて近々登記申請をお考えの方は、引越して転居されているのであれば注意が必要です。必要書類の取得に不安のある方はどうぞお気軽にご相談下さい。

(寺西 広)

私が司法書士になるまで

私が司法書士の勉強を始めたのは大学2年生の春です。法律が好きだったと言う事と、何か資格をとりたいて思っていた頃に司法書士という仕事を知りました。それまではサークル活動をしたり友達と遊んだり、楽しくのんびりとした大学生活を過ごしていました。

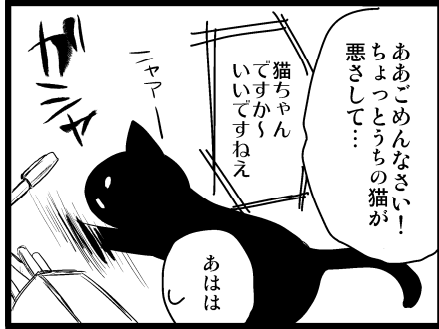
勉強を始めた時はそこまで大変な受験勉強が待っているとは思っていませんでしたが、大学の講義に出ながらの予備校通いは予想以上に大変なもので、昼は大学の講義に出て夜は予備校へ行き、それだけでは勉強内容を消化できないため、講義の合間や休日は予備校の復習に追われました。もっと大学生活を楽しみたいと思ったこともありましたが、司法書士になりたいという気持ちが強く、なんとか勉強を続けることができました。

受験勉強中は落ち込んだり不安になった事もありましたが、大学4年生の時に2回目の受験でなんとか合格することができました。

司法書士の仕事は、責任は重いですがやりがいのある仕事なので、司法書士になって良かったと思います。私はまだ社会経験も少なく、皆さんから教えていただくことがたくさんありますが、これからも頑張っていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いたします。

(荒木 和恵)





<後見申立ての流れ>

最近増えてきている業務の一つに後見の申立てがございます。後見の申立てをする理由は様々ですが、中でも多いのは御本人様が病院や施設に入所しているケース。

自宅を売却して代金を御本人様の医療費にあてたいと、よく御家族が相談にいらっしゃいます。しかし御本人様に判断能力がない場合は裁判所に後見人を選任してもらえるよう申立てをし、選ばれた後見人が本人の代わりに契約等をする事になります。この後見人にはもちろん司法書士等の専門家もなることが出来ますし、御本人様のお子様希望する事も多くあります。

では後見人の選任はすぐに出来るのでしょうか？お客様によっては後見人選任の申立書を裁判所に提出するだけと思っている方もいらっしゃるのですが、以前と違って現在はそう簡単ではなくなりました。

まず、御本人様に本当に判断能力がないのかどうかを判定するため医師に診断書を書いて頂きます。この診断書の取得だけで一ヶ月近くかかる場合もあります。そしてその後、裁判所に後見申立ての予約を取ります。最近はこの予約が大変混み合っており、3週間～1ヶ月後になる事もございます。

そして申立て当日。我々は後見人候補者の方と一緒に裁判所に赴き、別室に案内されます。そしてそこでは面接というよりむしろ尋問と言った方がいいのではないかなんかと言うような質問攻めが開始されます。裁判所の担当者は御本人様の財産を守ることが仕事ですので、財産を勝手に使っていないか、御本人様のためにならないような支出はないかと詳細を聞かれ、時にはあらぬ疑いをかけられることもございます。

この際、請求書や領収証をきちんと保管していないと、いつ何に使ったお金なのかを答えられなくなってしまいますので、本人のために支出したものについては請求書や領収書等をきちんと保管し、内容を把握しておく事がとても大事です。

そんな尋問が小一時間程度続き、次は“後見人の心得”に関するDVD視聴が始まります。これがおおよそ30分程度。この視聴が終われば申立ては終了です。終わる頃には候補者の方はいつも疲れきっていらっしゃいます。

後見人には御本人様の財産を守るという重い責任がともないますので簡単に選任されるべきものではないと言う事でしょうか。お客様に同行する際にいつもその責任の重さを痛感しております。

(矢野 絢美)

今年の司法書士試験

先月の26日、平成24年度の司法書士試験(筆記試験)の合格発表がありました。(口述試験は今月で、正式な合格発表は今月末ですが口述試験で落ちる方はあまりいません)今年の札幌での筆記試験合格者は11名。昨年度は33名が合格したので、約3分の1に減少しました。

全体の合格者数は昨年と変化がないので、昨年度の受験生が特別優秀だったのかもかもしれません。

当事務所では、現在、司法書士有資格者を募集中です。今年の合格者の中からご縁のある方がいらっしゃるといいなと思っております。

(寺西 広)

編集後記

事務所通信も第10号。いつもお読みいただきまして有難うございます。今年の恐ろしい暑さもようやく終わり、やっと涼しくなりました。今度は風邪などに気をつけなくてはなりませんね。気温差が激しい時期ですのでどうか皆様も自愛下さい。

【お問い合わせ】

札幌市北区北9条西4丁目7番地4エルムビル10階

寺西広司法書士事務所内、事務所通信発行係

電話011-700-2151

FAX011-700-2152

HP <http://office-teranishi.jp>